

業務委託規約

第1条（目的）

- 業務委託規約（以下、本規約といいます）は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下、当社といいます）が当社提携先企業及びその会員に提供する業務について、当社からの業務委託を受諾する事業者（以下、パートナー店といいます）との間の権利義務関係を定めるものです。
- 業務委託については、当社が、提携先企業又は提携先企業の会員もしくは顧客からの作業依頼を受け付け、これをパートナー店に委託することにより、「困っている人を助ける！」という理念を実現し、顧客の需要に迅速かつ適切に対応することを通じて、当社とパートナー店の相互の事業発展に資することを目的とします。

第2条（基本契約）

- 当社とパートナー店との間の業務委託に関する基本契約（以下、本規約といいます）は、パートナー店が、当社に対し、所定の方法により利用を申し込み、当社がこれを承諾することをもって成立するものとします。
- 本規約は、当社がパートナー店に対し業務を委託することを保証するものではなく、またパートナー店が当社から委託した業務を受託する義務を負うものではないことを確認します。
- パートナー店は、当社から委託した業務を受託するに際して、現場訪問、見積り、成約、履行、代金の受領及び本部請求、報告等のすべての過程を通じて、法令、本規約及び当社が定めるマニュアル・料金表・書式等を遵守するものとします。

第3条（対応可能確認及び手配）

- 当社は、顧客から申込みを受け付けた場合、当社が法人及び顧客の利益に配慮して任意に選定する複数又は特定のパートナー店に対し、当該顧客に係る業務に対応が可能か否か、及び現場までの駆けつけ時間等を問い合わせるものとし、パートナー店は、状況が許す限りにおいて、可及的速やかに応答するよう努めるものとします。
- 当社は、前項の問い合わせ及び回答を踏まえて、法人及び顧客の要望に配慮して任意に選定したパートナー店に対し、当該顧客に係る業務を委託するものとします。
- 当社は、パートナー店への問い合わせ等の手配業務を、提携する業務委託先に委託することがあります。また、パートナー店は、当社のみならず当社の業務委託先から問い合わせ等があること及び当社が業務委託先にパートナー店の情報を提供することを了承するものとします。

第4条（現場訪問及び見積り）

- パートナー店は、当社から委託した業務について、顧客の利益に配慮して、適時かつ適切に現場を訪問し、顧客が負担すべき金額の見積りを提示するものとします。
- 前項の見積りを提示するに際して、パートナー店は、当社が定める料金表に記載された金額もしくは当社が認めた金額をもって上限とします。

第5条（個別契約の成立）

- パートナー店は、当社から業務を受託する場合は、当社が定めるシステムもしくは書式をもって契約を締結するものとします。
- パートナー店は、前項の契約に際して、クーリングオフその他法令により求められる手続を遵守し、顧客の意思を尊重するものとします。パートナー店に直接、申し出がある場合には速やかに当社に申し出をするものとします。

第6条（業務の履行及び責任）

- パートナー店は、前条の業務を履行するに際して、当社が定めるマニュアルを遵守し、善良な管理者の注意をもって誠実に履行するものとします。
- 前条の業務は、パートナー店が、作業を完了し、かつ、顧客の理解と納得をもって作業完了確認を得た時点で完了するものとします。
- パートナー店は、前項による業務の完了後7日間は、当社の求めに応じて、現場を確認し、状況により不具合の補修等の必要な措置を講じるものとします。
- パートナー店は、当社に対し、第2項による業務の完了後1年間は、作業の不備及び製品の不良について契約不適合責任を負うものとします。

第7条（代金の請求及び受領）

- パートナー店は、当社に代わって、顧客に業務の代金等を請求し、顧客から代金を受領するものし、代金等を受領する場合は、当社が定めるシステムもしくは書式を使用するものとします。
- パートナー店は、次の各号のいずれかに該当した場合、代金受領の有無等にかかわらず、第9条に定める代金の支払義務が確定的に発生することを承諾します。
 - 前条第2項に従い作業を完了した場合
 - 前項のシステムもしくは書式を使用した場合

第8条（報告）

パートナー店は、当社に対し、当社が定める方式に従い、当社の委託した業務について、受託状況及び履行状況（受託しなかった場合も含みます）について報告するものとします。

第9条（代金等の入金）

- パートナー店は当社に対し、当社に代わって受領した代金等について、作業完了日を基準として、毎月末日締め翌月20日限り、当社の指定する方法により支払うものとします（支払いに要する費用は、パートナー店の負担とします）。
- パートナー店は、前項の代金等につき、第10条第1項に定める委託料と相殺して支払うことができるものとします。なお、当社にて金額確認後、相殺払いを行っていただく場合は、当社より所定の方法にて、相殺を行う旨及び相殺後の確定金額を別途通知します。その場合であっても支払期日に変更はありません。

第10条（委託料）

- 当社は、パートナー店に対して業務を委託するにあたって、別紙に定める委託料率に従い、委託料を支払うものとします。
- 当社からパートナー店に支払う委託料は、毎月末日締め翌月の20日にパートナー店の指定する口座へ支払うものとします。（支払いに要する費用は、当社の負担とします）。
- 当社は、前項の委託料につき、前条に定める代金等と相殺して支払うことができるものとします。なお、相殺払いを行う場合の通知は、第9条第2項の定めに従います。

第11条（遅延損害金）

当社又はパートナー店が相手方に対する支払いを遅延した場合、支払いをなすべき日から支払済みまで、年14.6%の遅延損害金を付して相手方に対して支払うものとします。

第12条（JBR総合補償制度）

パートナー店は、顧客に対する業務に基づく損害賠償責任を担保することを目的として、当社が付保するJBR総合補償制度に加入するものとし、前条に定める代金の1.0%に相当する本制度運営費とし、委託料から差し引くものとします。JBR総合補償制度の詳細については、当社所定の「JBR総合補償制度の概要」によるものとします。

第13条（個人情報管理）

- パートナー店は、本規約の過程において知り得た顧客の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
- パートナー店は、顧客から書面によって個人情報を取得する場合には、個人情報保護法の定めに従い、あらかじめその利用目的を明示しなければなりません。
- パートナー店は、前項の場合においては、個人情報保護法の定めに従い、次の各号の事項についてあらかじめ顧客に通知し、又は顧客が容易に知り得る状況に置くように管理しなければなりません。
 - 当社とパートナー店との間で顧客の個人情報を共同利用する旨
 - 共同利用する顧客の個人情報の項目
 - 顧客の個人情報の利用目的
 - 顧客の個人情報の管理について責任を有する者の名称
- パートナー店は、本業務の運営にあたって、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等を防止する為、必要かつ適切な措置を講じるものとし、個人情報にかかる取扱い状況につき、定期的または当社の求めに応じて報告するものとします。
- パートナー店は、本規約期間中はもとより契約終了後といえども、顧客の個人情報について、当社及び顧客の事前の承諾を得ずに第三者（パートナー店の業務委託先を除く。）に開示又は提供してはなりません。但し、裁判所等の公的機関から顧客情報等の照会があった場合その他法令（金融商品取引所規則及び記入商品取引業協会の規則を含む。）の定めによる場合は、当社に事前又は事後に通知することにより、顧客の個人情報を開示することができます。
- パートナー店は自らの従業員等に対し、必要かつ適切な監督を行い、前5項の義務を遵守させなければなりません。
- パートナー店が前6項に反し、顧客の個人情報を第三者に開示、提供又は漏洩した結果、当該顧客又は第三者に損害が発生した場合は、パートナー店の責任と費用負担においてこれを処理・解決し、当社が損害を被った場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において、当社に対し賠償の責めを負うものとします。
- 当社はパートナー店に対して、個人情報にかかる取扱い状況につき、定期的または必要に応じて監査することができるものとし、この場合パートナー店は当社の監査に協力するものとします。
- 本規約が期間満了、解約又は解除により終了した場合、本業務のみに使用する顧客の個人情報を当社と協議の上、返却・廃棄により適切に処分し、返却・廃棄した旨を書面により当社に報告するものとします。

第14条（顧客対応）

1. パートナー店は、顧客のクレーム、トラブル等について、当社の指示に従い、速やかに解決するものとします。
2. パートナー店は、顧客のクレーム、トラブル等が発生した場合、直ちに当社に連絡し、その対応について当社と協議し、当社の指示があればこれに従って対応するものとします。

第15条（秘密保持）

当社及びパートナー店は、本規約に伴い知り得た相手方の営業上又は技術上の情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号に掲げるものについては、この限りではありません。

- (1) 開示を受けた際に、既に公知公用となっていた情報
- (2) 開示を受けた際に、既に自らが保有し又は取得していたことを立証できる情報
- (3) 開示を受けた後に、自己の責によらずして公知公用となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
- (5) 開示を受けた情報を用いることなく、独自に開発、知得したことを立証できる情報
- (6) 法令又は所轄官庁により、開示を義務付けられた情報

第16条（損害賠償）

当社及びパートナー店は、本規約に違反して相手方に損害を生じさせた場合は、通常かつ直接の損害を賠償する責任を負うものとします。

第17条（情報利用の承諾）

当社は、その任意の判断により、当社及びその業務提携先が運営するウェブサイト、パートナー店の情報を掲載して利用することができるものとします。

第18条（契約期間）

1. 本規約の有効期間は、本規約の成立日から1年とします。但し、期間満了の1か月前までに、当社又はパートナー店のいずれからも特段の申し出がない限り、本規約は、期間を1年として当然に更新され、以後同様とします。
2. 前項にかかわらず、当社は、1か月前までの予告により、本規約を任意に中途解約することができるものとします。
3. 事由の如何を問わず本規約が終了した時点で、当社が紹介した顧客の業務について、本規約に定めるパートナー店の義務の履行が完了していない場合、当該業務の範囲において本規約を適用するものとします。
4. 第6条乃至第17条の規定は、事由の如何を問わず本規約が終了した後も有効に存続するものとします。

第19条（解除）

当社及びパートナー店は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告を要することなく、本規約の全部又は一部を将来に向かって解除することができるものとします。この場合、損害賠償請求を妨げないものとし、相手方は、本規約に定める期限の利益を当然に失い、債務を直ちに支払うものとします。

- (1) 本規約の各条項のいずれかに違反したとき
- (2) 振出又は引受に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
- (3) 支払停止又は支払不能の事由を生じたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これに準じる手続開始の申立てがあったとき
- (5) 重要な財産について差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てを受けたとき
- (6) 監督官庁より営業停止、営業免許又は営業登録の取消処分を受けたとき
- (7) 法令に違反する行為を行ったとき
- (8) 当社、提携企業先の信頼を失墜させる行為を行ったとき
- (9) 前各号のいずれかに該当するおそれがあると合理的に判断されたときその他債務の履行が困難であると認めるに足る相当の理由があるとき

第20条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びパートナー店は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等といいます）に該当しないこと
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社及びパートナー店は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社及びパートナー店は、相手方が前二項各号のいずれかに違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、又は通知・催告等何らの手続を要しないで直ちに本規約を解除することができるものとします。

4. 当社又はパートナー店は、前項に基づく解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

第21条（権利義務の譲渡禁止）

当社及びパートナー店は、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第22条（規約の改定）

当社は、当社の判断により、適宜、本規約を改定することができるものとします。この場合、当社は、改定の内容を所定の方法により告知するものとし、改定後の本規約は、告知の日から適用されるものとします。パートナー店が、告知を受けた後に本サービスを利用した場合、改定後の規約を承認したものとみなされます。

第23条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（協議事項）

本規約に定めのない事項については、当社及びパートナー店が協議の上、円満に解決を図るものとします。

附則 本規約は、2018 年10 月1 日から施行します。制定 2018 年9 月7 日 改定 2018 年12 月12 日 改定 2020 年4 月30 日 改定 2021 年10 月1 日 改定 2021 年12 月1 日 改定 2022 年4月1 日 改定 2023 年6 月1 日 改定 2024 年5 月1 日 改定 2025 年5 月1 日